

所管部課	総務部 職員課	部長	矢吹 勇一	
件名	東大和市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について			
	区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市特別職職員の給与等に関する条例 東大和市職員の期末手当及び勤勉手当支給に関する規則		
	部課機関			
<p>1. 要旨</p> <p>(1) 改正理由 東京都人事委員会勧告に準じて、公民較差を是正するための給与改定を実施するため、条例の一部を改正するものである。</p> <p>(2) 主な改正内容 ① 給料表の改定 例月給については、令和4年東京都人事委員会勧告による東京都の給与改定と同様に、初任層の引上げに重点を置いた若年層を中心とする給料表の改定を行う。 ② 期末手当及び勤勉手当 特別給(賞与)の年間支給月数を0.1月分(0.05月分)【4.45月⇒4.55月(2.35月⇒2.40月)】引き上げ、勤勉手当に配分する。 ※ ( ) は再任用職員の月数</p> <p>(3) 施行日 公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</p> <p>(4) 影響及び効果 東京都人事委員会の勧告に準じた改定であるため、適正な給与支給をすることが可能となる。</p>				
<p>2. 経過(現時点に至るまでの経過)</p> <p>令和4年 8月 8日 国の人事院勧告 10月12日 東京都人事委員会の勧告 28日 職員組合から2022年度給与改定の要求書を受理 11月17日 職員組合へ2022年度給与改定の回答書を提出 17日 職員組合から2022年度給与改定の同意書を受理 文書課審査済み。</p>				
3. 留意事項(問題点等)				
<p>4. 主管部処理案(検討結果等)</p> <p>庁議終了後、速やかに条例改正の手続きを進めることとし、上記の条例を改正する議案を令和4年第4回市議会定例会に提出したい。</p>				
5. 審議結果				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。